

朝霞市選挙管理委員会定例会議事録

令和 6 年 9 月 2 日

選挙管理委員会事務局

様式第 3 号（第 1 3 条関係）

会議録

会議の名称	朝霞市選挙管理委員会定例会	
開催日時	令和 6 年 9 月 2 日（月） 午前 1 0 時 0 0 分から 午前 1 0 時 1 6 分まで	
開催場所	朝霞市役所 別館 4 階 選挙管理委員会室	
出席者及び欠席者の職・氏名	別紙のとおり	
議題	別紙のとおり	
会議資料	別紙のとおり	
会議録の作成方針	☒ 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	☐ 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	☐ 要点記録	
	☐ 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	☒ 会議録の確認後消去 ☐ 会議録の確認後 か月
	会議録の確認方法 委員全員による確認	
傍聴者の数	0 人	
その他の必要事項		

朝霞市選挙管理委員会定例会

令和 6 年 9 月 2 日（月）

午前 10 時 00 分から

午前 10 時 16 分まで

朝霞市役所 別館4階 選挙管理委員会室

1 開会

2 委員長あいさつ

3 会議録署名委員の指名

4 議題 選挙人名簿関係

議案第 12 号 選挙人名簿に登録する者を定めることについて

議案第 13 号 選挙人名簿から抹消することについて

在外選挙人関係

議案第 14 号 在外選挙人名簿に登録する者を定めることについて

議案第 15 号 在外選挙人名簿から抹消することについて

朝霞市長選挙関係

議案第 16 号 選挙期日等の決定について

議案第 17 号 立候補予定者説明会を行う日時及び場所の決定について

選挙管理委員会規程関係

議案第 18 号 朝霞市選挙公報発行規定の一部を改正する告示について

5 その他

6 閉会

出席委員（４人）

委 員 長	細 田 昭 司
委 員 長 職 務 代 理	加 藤 洋 子
委 員	金 子 智恵子
委 員	藤 井 尚 夫

欠席者なし

事務局（４人）

事 務 局	選挙管理委員会事務局長	神 頭 勇
事 務 局	選挙管理委員会事務局次長	高 橋 陸 至
事 務 局	選挙管理委員会事務局選挙係長	佐 藤 真
事 務 局	選挙管理委員会事務局選挙係主査	三 井 正 規

資料一覧

- ・ 選挙管理委員会定例会次第
- ・ 議案第１２号 選挙人名簿に登録する者を定めることについて
- ・ 議案第１３号 選挙人名簿から抹消することについて
- ・ 令和６年９月１日定時登録概要について
- ・ 投票区別選挙人名簿登録者数等一覧表
- ・ 議案第１４号 在外選挙人名簿に登録する者を定めることについて
- ・ 在外選挙人名簿登録者一覧表
- ・ 議案第１５号 在外選挙人名簿から抹消することについて
- ・ 在外選挙人名簿抹消者一覧表
- ・ 在外選挙人名簿登録者数
- ・ 議案第１６号 選挙期日等の決定について
- ・ 議案第１７号 立候補予定者説明会を行う日時及び場所の決定について
- ・ 議案第１８号 朝霞市選挙公報発行規定（平成１０年朝霞市選挙管理委員会告示第３２号）の一部を改正する告示
- ・ 朝霞市選挙公報発行規程

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

◎ 1 開会

◎ 2 委員長あいさつ

○細田委員長

ただいまから、朝霞市選挙管理委員会定例会を開会します。残暑厳しき折、定例会にご参集いただきまして、誠にありがとうございます。国政の動向も気になるところでございますが、本日も慎重なご審議をお願いしたいと存じます。それでは日程に従いまして進めさせていただきますと思います。

◎ 3 会議録署名委員の指名

○細田委員長

日程 3、会議録署名委員の指名でございます。

朝霞市選挙管理委員会規程第 18 条第 2 項によりまして、金子委員、お願いいたします。

◎ 4 議題 選挙人名簿関係

議案第 12 号 選挙人名簿に登録する者を定めることについて

議案第 13 号 選挙人名簿から抹消することについて

○細田委員長

日程 4、議題でございます。「議案第 12 号 選挙人名簿に登録する者を定めることについて」並びに「議案第 13 号 選挙人名簿から抹消することについて」を議題といたします。両件は関連がございますので、一括議題とさせていただきます。

それでは提案理由の説明をお願いいたします。三井主査。

○事務局・三井主査

議案第 12 号、選挙人名簿に登録する者を定めることについて。

公職選挙法第 22 条第 1 項の規定により選挙人名簿に登録する者を、次のとおり定めることについて議決を求める。

令和 6 年 9 月 2 日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

男、1,419 人。女、1,475 人。計、2,894 人でございます。

続きまして、議案第 13 号を御説明申し上げます。

選挙人名簿から抹消することについて。

次の者は、公職選挙法第 28 条に該当するので選挙人名簿から抹消することについて議決を求める。

令和 6 年 9 月 2 日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

男、1,299 人。女、1,087 人。計、2,386 人でございます。

1枚おめくりください。

資料「令和6年9月1日定時登録概要」について御説明申し上げます。

1番の登録につきましては、先ほどの議案第12号の内容でございまして、転入が令和6年3月2日から令和6年6月1日までの方。年齢要件につきましては、平成18年6月3日から平成18年9月2日までに生まれた方が該当となっております。

続きまして2番の抹消につきましては、議案第13号の内容でございます。

転出につきましては、令和6年2月1日から令和6年4月30日まで。死亡につきましては、令和6年6月2日から令和6年9月1日まででございます。3番の市内転居につきましては、令和6年8月21日までを処理させていただきました。

4番の選挙権を有する者の1/50の数、1/6の数、及び1/3の数につきましては、下段のところにそれぞれ載せてございます。

次に裏面を御覧ください。今回の定時登録によりまして、男が、5万9,650人。女が、5万9,594人。合計としまして、11万9,244人でございます。以上になります。

○細田委員長

ありがとうございました。説明が終わりました。

初めに、議案第12号につきまして、何か御質疑ございますか。

よろしいですか。

(質疑なし、の声)

質疑なければ質疑なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第12号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第12号は、原案のとおり承認されました。

次に、議案第13号につきまして、御質疑ございますか。

よろしいですか。

(なし、の声)

質疑がなければ、質疑なしと認めます。

これより、採決いたします。

議案第13号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第13号は原案のとおり承認されました。

◎ 4 議題 在外選挙人関係

議案第 14 号 在外選挙人名簿に登録する者を定めることについて

議案第 15 号 在外選挙人名簿から抹消することについて

○細田委員長

次に、在外選挙人関係でございます。

「議案第 14 号 在外選挙人名簿に登録する者を定めることについて」並びに「議案第 15 号 在外選挙人名簿から抹消することについて」を議題といたします。両件は関連がございますので、一括議題とさせていただきます。

直ちに提案理由の説明をお願いいたします。三井主査。

○事務局・三井主査

議案第 14 号、在外選挙人名簿に登録する者を定めることについて。

公職選挙法第 30 条の 6 の規定により、在外選挙人名簿に登録する者を次のとおり定めることについて議決を求める。

令和 6 年 9 月 2 日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

男、1 人。女、1 人。計、2 人でございます。1 枚おめくりください。

今回の対象者を載せてございます。

続きまして、議案第 15 号を御説明申し上げます。

在外選挙人名簿から抹消することについて。

公職選挙法第 30 条の 11 の規定により、在外選挙人名簿から抹消することについて議決を求める。

令和 6 年 9 月 2 日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

男、1 人。女、0 人。計、1 人でございます。今回の対象者を載せてございます。

次のページをご覧ください、今回の在外選挙人についての登録者の概要ですが、男、51 人、女、56 人、計、107 人となっております。

近隣市の状況につきましては、下段に載せております。以上になります。

○細田委員長

ありがとうございました。

説明が終わりました。

議案第 14 号につきまして何か御質疑ございますか。

質疑なければ、質疑なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第 14 号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第１４号は、原案のとおり承認されました。

次に、議案第１５号につきまして、御質疑ございますか。

よろしいですか。

(なし、の声)

質疑がなければ、質疑なしと認めます。

これより、採決いたします。

議案第１５号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第１５号は原案のとおり承認されました。

◎４ 議題 朝霞市長選挙関係

議案第１６号 選挙期日等の決定について

次に、朝霞市長選挙関係でございます。

「議案第１６号 選挙期日等の決定について」を議題といたします。

提案理由の説明をお願いいたします。佐藤係長。

○事務局・佐藤係長

議案第１６号 選挙期日等の決定について。

朝霞市長選挙の選挙期日及び告示期日を次のとおり定めることについて議決を求める。

令和６年９月２日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長

１ 選挙期日 令和７年２月１６日

２ 告示期日 令和７年２月 ９日

以上でございます。

こちらの議案につきましては、令和７年３月１６日に任期を迎えられる朝霞市長選挙に基づいて行うものでございますが、以前からご相談させていただいておりましたが、２月２３日は三連休の中日、その翌週３月２日ですと、議会開催が遅くなってしまうということを考慮しまして、２月１６日を選挙期日として定めてございます。また、川越市長選挙も２月７日に任期満了ということでございますので、それも考慮しまして２月１６日で提案させていただくという内容でございます。以上になります。

○細田委員長

ありがとうございました。

何か、御質疑ございますでしょうか。今までより少し日程は早いようですが。

(なし、の声)

質疑がなければ、質疑なしと認めます。

これより、採決いたします。

議案第１６号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

（異議なし、の声）

御異議なしと認めます。

よって、議案第１６号は原案のとおり承認されました。

◎４ 議題 朝霞市長選挙関係

議案第１７号 立候補予定者説明会を行う日時及び場所の決定について

○細田委員長

次に「議案第１７号 立候補予定者説明会を行う日時及び場所の決定について」を議題といたします。

説明をお願いいたします。佐藤係長。

○事務局・佐藤係長

議案第１７号 立候補予定者説明会を行う日時及び場所の決定について。

令和７年２月１６日執行の朝霞市長選挙において、立候補予定者説明会の日時及び場所を次のとおり定めることについて議決を求める。

令和６年９月２日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長

１ 日時 令和６年１２月２３日 午後１時３０分

２ 場所 朝霞市役所 別館５階 大会議室（奥）

でございます。

こちらにつきましては、先程ご承認いただきました議案第１６号を受けまして、準備する期間として１２月２３日を予定しているものでございます。以上になります。

○細田委員長

ありがとうございました。

何か、御質疑ございますでしょうか。

（なし、の声）

質疑なければ、質疑なしと認めます。

これより、採決いたします。

議案第１７号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

（異議なし、の声）

御異議なしと認めます。

よって、議案第１７号は原案のとおり承認されました。

◎ 4 議題 選挙管理委員会規程関係

議案第 18 号 朝霞市選挙公報発行規程（平成 10 年朝霞市選挙管理委員会告示第 32 号）の一部を改正する告示

○細田委員長

次に、選挙管理委員会規程関係でございます。

「議案第 18 号 朝霞市選挙公報発行規程（平成 10 年朝霞市選挙管理委員会告示第 32 号）の一部を改正する告示」を議題といたします。

直ちに提案理由の説明をお願いいたします。三井主査。

○事務局・三井主査

議案第 18 号を御説明申し上げます。

朝霞市選挙公報発行規程（平成 10 年朝霞市選挙管理委員会告示第 32 号）の一部を改正する告示について次のとおり議決を求める。

令和 6 年 9 月 2 日提出 朝霞市選挙管理委員会委員長 細田 昭司

朝霞市選挙公報発行規程（平成 10 年朝霞市選挙管理委員会告示第 32 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「2 通」の次に「又は委員会が提供する同様式の電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）に記録した掲載文」を加える。

第 3 条第 2 項中「判のものとする。」の次に「以下同じ。」を、「2 葉」の次に「又は写真の電磁的記録」を加える。

第 6 条第 1 項中「2 通」の次に「又は電磁的記録」を加える。

第 9 条第 1 項中「原稿」の次に「又は電磁的記録」を加える。

附 則 この告示は、公布の日から施行する。

次のページの「朝霞市選挙公報発行規程」をご覧ください。改正部分につきましては、黄色いマーカーを引いてございます。

改正の内容と経緯についてご説明いたします。選挙公報については、今までは各候補者が作成したものを印刷して、選挙管理委員会が指定する用紙に貼り付けて提出していただいておりますが、これをデータで提出することも可能とするものです。市議会の一般質問をきっかけに、候補者の利便性を図るための改正となっております。この改正につきましては、公布の日から施行したいと考えています。

○細田委員長

ありがとうございました。

何か、御質疑ございますでしょうか。内容お分かりになったでしょうか。

デジタル化の一環として、今まで紙ベースでやっていたものをデジタルでやるってことです

ね。

○加藤委員

作る方（提出する方）も大変ですよ。

○佐藤係長

今までのとおり、紙での提出も認めておりますので、従来のやり方が望ましいと考える方は紙で提出していただき、逆に電子データで出したいという方もいらっしゃると思いますので、いずれかを選択していただくことになってございます。これまで紙で提出していて慣れ親しんでいるやり方がなくなるということではございません。

○加藤委員

それなら良いですね。

○細田委員長

よろしいですかね。時代の趨勢ですから。

他にありませんか。

質疑なければ、質疑なしと認めます。

これより、採決いたします。

議案第18号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

（異議なし、の声）

御異議なしと認めます。

よって、議案第18号は原案のとおり承認されました。

◎5 その他

○細田委員長

次に、日程第5「その他」でございます。

委員の方から何かございますか。

事務局はございますか。

○事務局・佐藤係長

ございません。

◎6 閉会

○細田委員長

それでは、以上をもちまして、朝霞市選挙管理委員会定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

委員長

委員